



# 民生委員・児童委員 啓発ツール一覧



## ① 民生委員・児童委員PR動画(30秒程度)

■ こんな人に見てほしい！  
民生委員・児童委員のことを知らない人や関心のない人  
地域の人とふれあい・つながれる機会を求めている人

■ こんな使い方ができる！  
地方公共団体・民児協事務局の公式HP・SNSへ掲載  
地域イベントやデジタルサイネージで放映  
※県HP・公式YouTubeのURLを各市町HP等に掲載可能



## ② 民生委員・児童委員紹介動画(7分程度)

■ こんな人に見てほしい！  
民生委員・児童委員に興味・関心のある人  
民生委員・児童委員への就任を依頼された人  
次の民生委員・児童委員を選出する立場にある人

■ こんな使い方ができる！  
地方公共団体・民児協事務局の公式HP・SNSへ掲載  
地域イベントや新任委員向け説明会等で放映  
※県HP・公式YouTubeのURLを各市町HP等に掲載可能



## ③ 啓発チラシ(A4)

■ こんな人に配布したい！  
民生委員・児童委員のことを知らない人や関心のない人  
民生委員・児童委員に興味はあるがイメージを持っていない人  
民生委員・児童委員候補者&選出を依頼する立場の人

■ こんな場面で活用できる！  
広報誌や区・自治会定期便と併せて全戸配布・回覧  
地域イベントや退職者向け説明会等で配布  
市内公共施設や地域のつどい場等に設置・陳列  
※データの加工・編集により各市町のロゴ入れが可能



## ④ 啓発チラシ(A5)

■ こんな人に配布したい！  
居場所づくりや地域活動等に関心のある人  
生活の中で困りごとを抱えている人  
(委員活動における見守り対象者)

■ こんな場面で活用できる！  
地域イベントやサロン等の参加者へ手渡し  
高齢者調査など友愛訪問時に配布

※データの加工・編集により各市町のロゴ入れが可能



## ⑤ 啓発ポスター(A2)

■ こんなところに掲載！  
・ 市内公共施設  
・ 地域のコミュニティセンター  
・ バスの車内広告  
・ 市内企業や福祉事業所  
・ 地域包括支援センター  
・ 子育て交流ひろば など



# 民生委員・児童委員啓発ツールの活用による 広報活動の取り組み強化について



## STEP①

### ■ 周知・啓発方法や対象者を設定

- ・ 誰に“民生委員・児童委員の存在を周知したい？
- ・ どのような属性の人が候補者となり得る？  
→ 現委員の傾向(年齢層・性別・職業・家族構成など)
- ・ そのためにはどのような広報活動が効果的？  
→ HPやSNSでの情報発信？ チラシやポスターの活用？

周知・啓発に取り組みたい！



### ■ 民生委員・児童委員啓発ツールの活用

#### 【 PR動画・紹介動画 】

県公式YouTubeのリンク先をHPやSNS等に掲載

#### 【 啓発チラシ・啓発ポスター 】

県公式HPに掲載されたPDFデータを活用

※ 県内各市町民生委員・児童委員担当所管課が使用する場合に限り、以下の範囲内で啓発チラシ・ポスターの加工・編集が可能



## STEP②

#### ■ 啓発チラシ・ポスターの加工・編集範囲

- 「お問い合わせ先」欄に所管部署名及び連絡先を追記
- 各市町HP(民生委員・児童委員該当ページ)の二次元コード掲載
- 各市町広報刊行物識別番号の追記 等

#### ■ 啓発ツールの活用に係る留意事項

- 啓発チラシ及び啓発ポスターの加工・編集用データは、各市町民生委員・児童委員担当所管課への配布に限定しているため、**各市町所管課より第三者へ加工・編集用データを提供しないでください。**
- 啓発チラシ・ポスターの加工・編集を行う場合は、上記の範囲内で行うものとし、加工・編集内容について判断し兼ねる場合は、三田市民生委員・児童委員担当所管課までご連絡ください。
- その他、使用上の遵守事項については、「**三田市民生委員・児童委員啓発ツール 使用取扱要領**」をご参照ください。

## STEP③

### ■ デジタルツールを活用した周知・啓発 & 紙面での広報活動

- ・ “民生委員・児童委員”をより多くの人に知ってもらうため、市町が持つ広報ツールを活用し、動画やチラシの閲覧につながる仕掛けづくりに取り組む
- ・ 関係機関や民生委員・児童委員に周知・啓発への協力を依頼し、各団体のネットワークを活用した広報活動を展開

→ 民生委員・児童委員の担い手確保に向けた周知・啓発

